

## 使用料の徴収について

使用料が免除になる団体、半額になる団体は下記のとおりです。

なお、町民の方(個人または団体)が利用する場合は基本料、町外の方(個人または団体)は基本料の1.5倍  
営利目的で町民の方が利用する場合は基本料の2倍の使用料、町外の方は基本料の1.5倍の2倍となります。

### A 使用料が免除になる団体（豊浦町）

- 1 豊浦町（消防・社会福祉協議会・自治会）
- 2 農業・漁業関係団体
- 3 教育関係団体（校長会・教頭会・町教研・部活動等）
- 4 社会教育関係団体  
（文化団体協議会・スポーツ協会・PTA連合会・子ども会育成連絡協議会・スポーツ少年団本部）

### B 使用料が半額になる団体（豊浦町内）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1 各学校PTA関係    | 5 スポーツ少年団加盟団体 |
| 2 文化団体協議会加盟団体 | 6 青年団         |
| 3 体育協会加盟団体    | 7 女性団体        |
| 4 子ども会関係      | 8 サークル関係団体    |

### C 使用料が基本額 町民の方（個人・団体）

E 町内の方が営利目的で使用する場合はCの2倍

### D 使用料が1.5倍 町外の方（個人・団体）

F 町外の方が営利目的で使用する場合はDの2倍

## 各使用室料金一覧表

	午前	午後	昼間	夜間	全日	暖房料(11月～4月)
	9:00～13:00	13:00～17:00	9:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00	1時間
小会議室	400	600	800	800	1,500	50
大会議室	400	600	800	800	1,500	50
集会室	700	800	1,500	1,500	3,000	200
和室	500	600	1,000	1,000	2,000	100
工作室	500	600	1,000	1,000	2,000	50
調理室	500	600	1,000	1,000	2,000	100

- |                    |            |          |
|--------------------|------------|----------|
| * 使用時間が午前から午後にまたがる | 4時間以内の場合   | 午後の使用料   |
|                    | 4時間～8時間の場合 | 昼間の使用料   |
| * 使用時間が昼間から夜間にまたがる | 4時間以内の場合   | 夜間の使用料   |
|                    | 4時間～8時間の場合 | 午後と夜間の合算 |
|                    | 8時間以上の場合   | 全日の使用料   |